

平成 25 年 第 2 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 25 年 8 月 7 日)

茨城県南水道企業団議会

平成25年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成25年8月7日(水) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 議席の指定

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第3. 会期決定の件

日程第4. 議案第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

議案第2号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について

報告第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

日程第5. 一般質問

出席議員	議長	13番	佐藤隆治	議員
		1番	五十嵐辰雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	沼田和利	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員
		12番	染谷和博	議員
		14番	佐藤清	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
宮 本 栄 三	事 務 所 長
藤 原 勘 一	次 長
鈴 木 充	次 長
糸 賀 重 信	経 営 企 画 課 長
亀 田 誠 男	会 計 課 長
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海老原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
雑 賀 勇	係 長
杉 本 弘 樹	書 記
棟 方 章 太	書 記

平成25年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号	平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
議 案 第 2 号	平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
報 告 第 1 号	平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報 告 第 2 号	地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

平成 25 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 関戸 勇	<p>1 議案第 1 号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸借対照表の 2 流動資産（2）未収金はどのような事情でつくられたのか 2. 上記の未収金はどのように解決していくのか 3. 負債の部 4 の流動負債（1）の未払い金は何か。又、このように多額なのはなぜか 4. P22、2・建設工事や改良工事の請負に関わり、入札のありかたは前年と比較し、競争性・透明性でどのように向上したか 5. 同、保存工事の中で、漏水修繕工事に多額な費用が使われています。有収水量の向上との関係からも重要です。 漏水の部位（基管・支管など）と対策は
2 伊藤 悦子	<p>1 議案第 1 号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 37ページ浄水費について <ol style="list-style-type: none"> ①値下げの取組みについて ②今後の取組みは 2. 40ページ営業外費用について <ol style="list-style-type: none"> ①雑支出のその他の雑支出について具体的内容を示して下さい 3. 鉛管・石綿管の取替について <ol style="list-style-type: none"> ①24年度の実績と今後の計画について <p>2 議案第 2 号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計上もれ資産の是正について <ol style="list-style-type: none"> ①計上もれの内容と原因を示して下さい ②計上もれの影響はどのようになりますか 2. 企業債の繰上償還について <ol style="list-style-type: none"> ①繰上償還となる企業債の内容は ②繰上償還となる利息の減額は ③今後の取組みについて

議 員	質 疑 の 要 旨
3 鈴木 かずみ	1 議案第1号 1. 平成24年度決算認定及び剰余金の処分について ①剰余金の処分については別立てで議会の議決を求めることについて ②決算時における未処分利益剰余金は8,198万817円を建設改良積立金に積み立てることについて

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 関戸 勇	<p>1 地域水道ビジョンについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジョン策定の経緯で「お客様」（水道を使用している住民）の要望はどのように調査されたのか 2. 住民から「水道料金の引き下げ」を求める切実な声が出されているが、「お客様」が求めている項目に表示されないのは何故か 3. 今後、このプランについて「お客様」から意見を賜るとしているが、具体的にはどのように賜るのか <p>2 水道料金の引き下げについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、水道料金に撥ねかえると思われる県が国とともに進める4つのダムと水源開発について。その詳細をお聞かせ下さい 2. 水道料金の今後の負担に大きく関わるとと思われる県の水道事業における給水人口について、1990年から2010年までの実績と今後の予想についてお聞かせ下さい 3. 県からの浄水費を下げるために、県南水道企業団として県に求めるべきものは何か
2 伊藤 悦子	<p>1 年金支給開始年齢引き上げに伴う職員の処遇について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者数は何人ですか 2. 具体的な取組みはどうなりますか 3. 課題と今後の取組みについて
3 鈴木かずみ	<p>1 地方公営企業会計制度の見直し（H26～）にともなって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改正の目的、改正によるメリット・デメリット及び企業団会計への影響について 2. 制度改正に伴う総経費額は 3. みなし償却制度がはいしされることについて <ol style="list-style-type: none"> ①当企業団は、みなし償却制度を実施していないが、影響は出るとみられる。移行処理の際、どのように処理されるのか

午後 1時30分 開 会

○佐藤隆治 議長

皆さんこんにちは。お暑い中、大変お疲れさまでございます。
ただいまから平成25年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数14名。定足数に達していますので、会議は成立します。
これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 議席の指定

○佐藤隆治 議長

日程第1、議席の指定を行います。
このたび、新たに茨城県南水道企業団議会議員に当選されました五十嵐辰雄議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番に指定いたします。

◇日程第2 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、7番 糸賀 淳議員、8番 椎塚 俊裕議員、両名を指名します。

◇日程第3 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

◇日程第4 議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号

○佐藤隆治 議長

日程第4、議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

＜池邊勝幸企業長 登壇＞

○池邊勝幸 企業長

本日は、平成25年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会出来得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本会議に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

まずは、先の利根町長選挙において、遠山 務氏が再選されましたこと、心からお祝い申し上げます。

また、利根町の6月定例議会において、五十嵐辰雄氏が本企業団の議員に選出されましたこと、心からお喜び申し上げる次第であります。つきましては、当企業団の健全なる運営のために卓越なるご意見を賜り、企業団が常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができますよう、ご指導、ご協力賜りますよう心からお願い申し上げます。

利根町水道事業との統合から1年余が経過し、この4月からは水道料金も統一され、利根町の家庭用料金については値下げになったわけでございます。4月から6月の利根町における料金収入を前年度と比較しますと、約1,200万円の減収となっており、1年間で推移しますと5,000万円ぐらゐの減収になる見込みでございます。

今後は、未加入地区への加入促進を強化し普及率の向上を図るとともに、積極的に漏水防止対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度から地方公営企業会計制度が大きく見直されることは以前にも報告したところでございますが、現在、当企業団は、新しい公営企業会計制度に向けた準備として、固定資産を洗い出し、検証を行っております。

企業団の方針は、債務が見えにくく費用が先送りされることのないよう厳しい検証を行い、健全経営を継続するための適正化を図り、その上で利益の確保ができるようにすることを目標としております。

以上の申し上げた事項については、議員の皆様方のご意見を十分拝聴しながら、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、今後も機会あるごとにご報告させていただきます。

本定例会に上程いたしました案件は、議案2件、報告2件の計4件であります。

それでは、各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は9万8,330戸となり、前年度末より7,649戸の増となりました。給水人口は24万2,273人で、普及率は83.5%となっております。年間総給水量については2,631万2,851

立方メートルで、前年度より208万8,734立方メートルの増となりました。

また、有収率につきましては87.4%で、前年度から増減なしとなっております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込みで54億3,536万8,945円、総費用については税込額で53億3,602万2,043円となり、税抜きでの損益は7,306万7,384円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収入は3億2,092万8,900円、支出については11億703万1,489円となっております。したがって、収入額は支出額に対しまして7億8,610万2,589円が不足いたしましたので、その補てん財源といたしましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が2,482万1,190円、過年度分損益勘定留保資金が7億5,460万2,525円、減債積立金が667万8,874円となっております。

また、剰余金の処分については、建設改良積立金に8,198万817円を積み立てるものであります。

次に、議案第2号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。これは、計上もれ資産の是正及び企業債の繰上償還等に伴う予算の補正でございます。

まず、計上もれ資産の是正であります。これは地方公営企業会計基準の見直し作業中に見つかった計上もれ資産を是正するためのもので、それらを新たに資産に加え、過年度償却相当額及び当年度償却額を処理するためのものでございます。これにより、過年度損益収支損は6億6,887万4,000円の増額、減価償却費が2,552万7,000円の増額となります。

次に、企業債の繰上償還についてであります。これは今年9月に特定被災地地方公共団体に係る補償金免除繰上償還の対象となる利率4%以上の地方公共団体金融機構債を借り換えをせずに一括償還するものです。これにより支払い利息が80万7,000円の減額となり、企業債償還金が2,829万円の増額となります。また、平成24年度に収益的収入に予定していた国庫補助金を資本的収入として繰り入れたため、それに対して当年度に予算措置していた国庫補助金に対する消費税返還分を、収益的支出から資本的支出に振り替えたものであります。これにより過年度損益修正損が39万6,000円の減額、国庫補助金返還金が39万6,000円の増額となります。

次に、報告第1号は、平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等13件で2億5,039万3,500円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号は、地方公共団体の財政健全化法にかかわる公営企業会計の資金不足

比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成24年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付してご報告をするものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤隆治 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

戸澤淳子代表監査委員。

<戸澤淳子代表監査委員 登壇>

○戸澤淳子監査委員

皆様こんにちは。監査委員の戸澤でございます。今日はよろしくお願いたします。

それでは、監査委員といたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告を申し上げます。

平成25年6月13日に、ここ県南水道企業団事務所におきまして、平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算につきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査を実施させていただきました。

また、財政健全化法が平成19年6月22日に公布され、平成20年4月から施行され、財政健全化法第22条第1項の規定に従い、資金不足比率を議会に報告し、かつその資金不足比率を公表しなければならないことを受けまして、あわせて審査を実施させていただきました。

審査に当たりましては、事務局の方より提出いただきました決算書、決算附属書類、関係諸帳簿並びに証票書類などに基づきまして、関係職員の説明を求めながら審査を実施いたしました。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めました。

なお、監査委員の意見といたしまして、6項目ほど、そして資金不足比率についても提言をさせていただいております。その内容につきましては、お手元の審査意見書の方に記載してあるとおりでございます。

主な点を私の方から申し述べさせていただきたいと思っております。

昨年度末から民主党から自民党への政権交代が行われまして、安倍政権が打ち出しましたいわゆる「三本の矢」の政策により、為替相場における円高の修正、日経平均株価の上昇など、日本経済に久しぶりに明るい兆しが見えてきております。しかしながら、長期にわたるデフレ経済のもとで、多くの中小企業は、売上高の減少、利益率の低下、資金繰り

悪化などにより、その企業体力を消耗させている状態がございます。

当企業団内におきましても、管内企業の大半が中小零細企業であり、事業規模の縮小を余儀なくされているなど、今なお厳しい経済情勢に置かれております。

水需要を取り巻く環境も、景気の低迷、人口減少、さらに電力不足による節電に伴う環境意識の高まりによる節水思想の普及などにより、依然厳しい状況が続くものと思われま

す。

このような中であって、経営状況は、総収益が対前年比109.7%と増加し、総費用は経費節減に努めたものの対前年比109.2%と増加し、この結果、当年度純利益は7,306万7,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ8,198万円の剰余金となりました。

この費用増加につきましては、利根町との統合初年度ということもあり、利根町の方の井戸施設の撤去工事費、資産減耗費、派遣職員の人件費負担金など、特別に発生したことによるものでございます。平成25年度以降、統合によるメリット発生に期待したいと思っております。

また、財務状況につきましては、利根町水道事業統合により流動資産である現金預金が増加したこと、経費削減、建設改良工事等の抑制により、当座比率542.6%と対前年比190.4%、流動比率553.1%と、対前年比186%と前年度を大きく上回りました。

これにより、状況をかんがみながら、茨城県南水道企業団の地域水道ビジョンを実現するための中長期事業計画及び経営計画の目標達成に向け、遅れている老朽施設の更新や鉛給水管、石綿管布設替工事などの計画の見直しや修正を適宜行いながら、計画の着実な推進を図ることをお願いしたいと思っております。

第2点目は、本年度利根町水道事業を統合し、資産、債務等を引き継いでおりますが、これからの資金運用に十分注意することが必要かと思われま

す。

第3点目は、料金回収率のことです。本年度の給水原価は1立方メートル当たり219.24円、供給単価は208.85円と、給水原価と供給単価の逆転現象は相変わらず続いております。しかし、過去10年間で最小の差額10.39円となりました。これは経費の節減の効果と考えられ、評価に値するところでもございます。

しかし、利根町料金につきましては、先ほど企業長からお話がありましたように、統合前の従来料金が含まれていることも要因と考えられ、平成25年度からは統一料金となっているがために、再び差額が広がることが予想されます。このため、給水収益増加が必要であり、そのためには加入者促進のさらなる推進を図り、原価に関しては県企業局に対する受水費値下げのさらなる努力、その他建設工事費、委託料等合理化に向けた事務事業の再度見直しの徹底が必要であり、さらなる経営の効率性向上を目指す必要性があります。給水原価と供給単価の逆転現象の改善は、経営上必須ではないかなと思っております。

また、利根町との統合につきましては、万全を期しているところでもございましょうが、これからも多分予期せぬことが出てくる可能性もあり、そのときには適切な対応をお願い

したいと思っております。

最後になりますが、水道事業の運営に当たりましては、組織として常に危機管理意識を持ち、災害など不測の事態に備え、応援体制の確立や訓練の実施など、迅速かつ的確な対応がとれるよう体制づくりに努めるとともに、老朽化した配水管や水道施設の整備及び耐震化等の事業を計画的に推進するために、更新需要や財政収支の見直しを検討し、財源の確保並びに適切な投資による事業運営の経済性をさらに発揮する必要があります。

今後も、財政状況を的確に把握し、事業の実施結果につきまして点検、評価、検討、見直しを行いながら、施策目標の達成に取り組み、より安全で安心な水の安定供給を継続していくため、公営企業の基本原則であります経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう、なお一層の努力を期待して終わります。ありがとうございました。

○佐藤隆治 議長

ここで、着席のまま暫時休憩いたします。戸澤監査委員所用のため退席をいたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時51分

○佐藤隆治 議長

再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。

11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

11番、共産党の関戸です。お暑うございます。今日から真夏という感じになりましたけれども、まことに日ごろから皆さんご苦労さまです。

それでは、1号議案について1回目の質問をさせていただきたいと思えます。

今年2月の議会で、茨城県の水道企業局の平成23年度の決算についてお話をしました。県水道企業局全体で25億2,720万円の黒字、特に県南水道が受水しています県南広域水道事業全体では13億1,634万円の黒字で、実に県全体の黒字の52%を占めています。恐らく24年度の県の水道事業の決算も、同程度の大きな黒字が出るのではないかと予想されます。

それに比べ、高い県水の給水原価により、県南水道企業団の企業会計は依然として厳しい状況にあると思えます。給水原価を下回る供給原価という逆転現象は、いまだ改善されていません。本来なら、節水することは、地球の資源を大切にするという面も含め当たり

前のことが、現在の水道事業の仕組みでは赤字の要因になるという皮肉な結果となり、根本的には改善策が求められています。

こうした視点については、後ほど一般質問でもお伺いしていくことにして、議案の内容について質問いたします。

まずは、8ページの貸借対照表の2、流動資産についてであります。この中で、(2)未収金が5億7,000万円ほどありますが、どのような状況のもとにつくられたのかということについてお聞きしたいと思います。また、どのように解決をしていくのかということについて、2つ目にお聞きしたいと思います。

次に、9ページ、負債の部の4の流動負債の1、未払金についてです。この未払金は大変大きい額ですが、どのような事情でこのような多額になっているのかということについてお聞きしたいと思います。未払金とは何かも含めて、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、22ページ、工事についてお伺いしたいと思います。建設工事や改良工事の請負にかかわり、入札のあり方は前年と比較して、競争性、透明性と先ほどもこのことが指摘をされていますが、この競争性、透明性でどのように向上されているのかということについてお聞きしたいと思います。

同じページの保存工事の概況の中で、漏水修繕工事に多額の費用が使われました。有収水量の向上等の関係からも大変重要だと思います。漏水の部位、どこのところか漏水が一番大きいのか。このことについてとそれへの対策について、まずお聞かせいただきたいと思っています。

以上7点について、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

1号議案、決算書の貸借対照表について、1つ目に、流動資産の未収金はどのような事情で計上されているのか。2つ目に、その未収金をどのように解決していくのかというご質問ですが、公営企業会計では、単年度の成績をあらわすワンイヤールールがございますので、当該年度の収入、費用についてはすべて計上することになっています。

未収金5億7,325万8,302円の中身ですが、水道料金がその8割を占め4億7,526万3,688円になっており、その多くが3月分の料金でございます。その中では、構成団体の公共下水道使用料徴収に係る事務負担金、配水管移設補償費、消火栓設置負担金等があります。

下水道の徴収事務負担金については、年2回、10月と4月に半期分ずつお支払いいただいています。下半期分のうち3月分は3月末の確定となりますので、4月1日以降の納入となることから、下半期分を未収金に計上するものです。

また、未収金の回収についてであります。3月分水道料金は翌年度の4月以降に順次納入されてまいります。

ちなみに、最終的な徴収率は99.8%となっています。

次に、流動負債の未払金について、多額な計上になっているのではないかと。また、その中身についてのご質問ですが、金額で5億1,785万7,895円の計上となっております。

未払金は、先ほどの未収金とは全く逆で、当年度中の費用となるべきもので、4月以降に支払いされるものです。特に大きなものとしては、茨城県企業局に支払う3月分の受水費2億2,233万6,949円、ほかに当年度工事で3月に竣工した請負工事代金、委託料、動力費、通信費等もあります。内容は、費用実績が3月分のもので、これらは請求書が4月に届きますので、すべてを未払金に計上した上で当該年度の費用とするものです。

次に、入札の執行についてであります。21年度から導入している郵便入札により、指名通知から入札までを郵便で行い、入札の際に積算内訳書の提出を求めることで競争性、透明性は確保されているものと考えております。

指名業者選定についても、企業団建設工事等入札指名業者選定基準要領により、工事施工地区の有資格者の中より、工事の難易度、施工実績、技術的適性等を考慮し、条件によっては工事施工地区以外の業者を選定することで、競争性、透明性をさらに高めるようにしております。予定価格を公表している中、前年度との落札率の比較を見ても、競争性は十分に発揮されているものと考えております。

次に、漏水修繕工事についてであります。平成24年度は497件の漏水を修繕しまして、約5,400万円の費用がかかりました。

主な漏水の原因としましては、ビニール管のソケットやエルボ等の継ぎ手からの漏水、鉛給水管の腐食による穴空き、止水栓の亀裂、パッキン漏れ等があります。石綿セメント管の漏水件数は7件と比較的少なく、管の亀裂、継ぎ手からの漏水であります。

対策としましては、老朽管の布設替えが必要となりますので、毎年、徐々にではあります。耐震性のある管種に布設替えを実施しております。

平成24年度から耐震性にすぐれたポリエチレン管を導入し、取り替え等を行っております。また、漏水が発生したら早急に修理を行い、有収率の向上に努めております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

2回目の質問になります。

未収金の中で、水道料金の未収金について、回収に努めて、99.8%まで回収をされているということですが、この1年の決算の中で、実際に未収金によって水道を止めるという

事態というのは何件ぐらい出たのか、わかれば教えていただきたいと思います。

第2点、入札に絡んで、地区以外の業者も入れるということですが、この決算の中では、そうした点では何件ぐらいの業者が地区以外から入っているのか。それもわかれば教えていただきたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

お答えいたします。

未納停水ということで、毎月1回水を止めております。件数的には、大体毎月15件ぐらい止めております。

それと、入札で地区以外というのは、ちょっと説明足りなかったんですが、例えば牛久の工事に龍ヶ崎の業者を入れるとか、そういう意味です。同じ給水区域以外の工事です。東京の業者とか、千葉県の業者とか、あまりそういうのは入れておりません。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤です。通告に従いまして質疑を行います。

初めに、議案第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてです。

1点目、37ページ、浄水費についてです。水道事業費用の浄水費の割合は、24年度においても50.4%と、費用の半分を占めています。市民から要望のある高い水道料金引き下げのためには、県の高い浄水費引き下げが求められます。これについて、24年度の取り組みはいかがだったのでしょうか。また、この24年度の取り組みを踏まえ、今後の取り組みもお伺いをいたします。

2点目です。40ページ、営業外費用についてです。その他の雑支出99万6,348円とあります。昨年は1,700円でしたが、24年度の具体的な内容がどうだったのかお伺いをいたします。

3点目です。毎年、鉛管、石綿管の取り替えが行われていますが、24年度の実績と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、議案第2号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）に

ついてです。

1点目、計上もれ資産の是正についてです。計上もれの内容と原因を示してください。また、計上もれの影響はどのようになるのでしょうか。

2点目、企業債の繰上償還となる企業債はどれになるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、浄水費の値下げの取り組みについてであります。ご承知のとおり県知事と企業局長宛てに、毎年、県南広域受水8団体の連名と企業団単独での2本立ての要望を行っております。

今後の取り組みといたしましては、県企業局は、受水費の値下げができない理由に、施設整備費に多額の費用がかかることや、八ッ場ダムが完了すればダムの管理費や減価償却費が発生することなどを挙げていることから、今後の事業計画及び財政計画について説明を求めていきたいと考えております。

次に、その他の雑支出について具体的内容ということですが、平成24年度のその他の雑支出は99万6,348円で、そのうち石綿セメント管の漏水に係る支出が95万4,615円です。

内容としましては、龍ヶ崎市佐貫町で発生した石綿セメント管の漏水に伴った濁水が約200世帯の集合住宅の受水槽に混入したため受水槽の清掃に要した費用と、龍ヶ崎市横町で発生した石綿セメント管の漏水による給湯器や浄水器等の修理に要した費用であります。この費用は、全額保険金で補填されております。

次に、鉛給水管と石綿セメント管の布設替え工事の実績と今後の計画についてお答えいたします。

まず、鉛給水管の布設替え工事についてであります。平成24年度は256件の取り替えを行いました。平成25年3月31日現在の残存件数は9,271件です。

次に、石綿セメント管の布設替え工事についてであります。平成24年度の布設替えの距離は1,341メートルです。残存距離は6万2,637メートルで、地区別の内訳としまして、取手市が2万7,294メートル、牛久市が2万6,829メートル、龍ヶ崎市が8,514メートルです。

今後の計画につきましては、財政の厳しい中、収支状況を見きわめながら、基本計画書に基づき実施できるよう努力したいと考えております。

次に、議案第2号、平成25年度補正予算についてのご質問ですが、計上もれ資産の内容、

計上もれの原因についてお答えいたします。

計上もれにつきましては、平成24年度に統合しました利根町水道事業の引き継ぎ資産の中の固定資産でございます。内訳は、民間開発で造成した主要団地9つの配水管が固定資産に登録されていなかったというものです。貸借対照表でいいますと、固定資産の構築物になり、反対側では資本剰余金の受贈財産評価額に計上されるべきものでございます。

計上されなかった原因については、利根町水道事業の設立以来、民間造成による資産を受贈財産評価額に計上するという会計的な概念がなかったとのことであります。

それと、計上もれ資産の是正について、その影響はどうなるかというご質問ですが、固定資産として構築物に新たに登録するわけですが、9つの団地は取得した年度がそれぞれ違いますので、取得年度を特定した上で、さかのぼって資産台帳に登録します。取得総額で10億6,084万6,535円、そのうち過年度で減価償却されるべき額が6億6,887万3,778円、当年度分減価償却費が2,552万6,183円、よって、平成25年度末までの未償却残高は3億6,644万6,574円となるものです。6割以上償却が進んでいる資産ということになります。

会計上の影響としては、平成25年度決算で6億円を超える純損失が見込まれますが、減価償却費については現金支出を伴うものではございません。

次に、今回の繰上償還となる企業債についてであります。東日本大震災の特定被災地地方公共団体を対象とした年利4%以上の地方公共団体金融機構債で補償金免除繰上償還ができるというものであります。現在該当するのは、昭和63年度に利率4.95%で借り入れた1億4,000万円の1件だけでございます。平成29年の3月で償還終了になっております。

また、繰上償還する金額は、9月20日の定例日に支払う金額421万9,955円を差し引いた残金の3,261万6,442円となっております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質疑を行います。

37ページの浄水費についてですけれども、県の方は、今後施設整備費に多額にお金がかかるということで、その説明を求めていくということですが、契約水量についてどのような取り決めがあったのかだけ、1点お伺いします。

それと、議案第2号ですが、繰上償還ですけれども、まだ4%台が2本あると思いますが、この辺の取り組みについて今後どうなるのかお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

それでは、お答えいたします。

浄水費の値下げの要望でございますが、その中で契約水量は、受水8団体としては契約水量の見直しを求めています。県南水道としては今現在9万375トンで契約しております。これは、うちの方で、再度申し上げておりますように目いっぱい数字でありますので、県南水道としては、基本料金1,290円と1トンにつき45円の値下げを要望していきたいと考えております。

それと、今後、企業債の繰上償還に関する取り組みについてであります。現在、企業債の中で利率が4%以上のものは、政府債で4.8%と4.6%の2件であります。償還期限は平成28年と29年となっております。

今後の取り組みとしまして、政府債についても繰上償還、低利率の借りかえができるよう、日本水道協会、企業団協議会を通して国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

9番、伊藤悦子議員。3回目になります。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

浄水費についてですが、県南水道については、今のところ契約水量については取り扱いをしないということですが、9万375トンで日最大の使用量とその差額についての考え方について改めて伺いをいたします。

○佐藤隆治 議長

鈴木 充次長、答弁を求めます。

<鈴木 充次長 登壇>

○鈴木 充 次長

伊藤議員のご質問にお答えします。

前回のときにもお話したと記憶しているんですけども、9万375という数字、それに対して8万3,000というキャパのマックスの数字が出ております。これに対して数%、10%までない数字なものですから、不測の事態、不測の事態というのは管洗浄だったり、大量の漏水だったり、そういうことを考えますと緊急時の余裕がないということを考えて、現在の9万375を下げるといふ県の方への要望は、今までしていないということでございます。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

皆さんこんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。

議案第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計の決算認定及び剰余金の処分についてというところで質問したいと思います。

1番目には、剰余金の処分についてということですが、別立てで今回議会の議決を求めることについてです。これまでこのようなケースは余り記憶していないのですが、剰余金の処分について別立てで議会の議決を求めるという根拠について伺います。

2点目、決算時における未処分利益剰余金は8,198万817円です。これを建設改良積立金に積み立てることについて伺います。23年度の決算では未処分利益剰余金は891万3,433円で、繰越剰余金として計上されておりました。今回、24年度決算においては、未処分利益剰余金が8,198万817円となっております、建設改良積立金として積み立てる決算となっております。

県南水道企業団は、水道を通して公共の福祉に寄与する団体でありまして、営利を目的とする事業ではないと考えることから質問いたします。利用者から見れば、純利益が7,306万円、さらに未処分利益剰余金として8,198万817円、これらは当然利用者に還元すべき数値と考えますけれども、建設改良積立金として積み立ててしまうことについての見解をお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回の制度改正の一つとして、資本制度の見直しが平成24年4月より施行されております。地方公営企業法、並びに関係政省令が改正され、法定積立金の積み立て義務づけが廃止されるとともに、利益の処分は条例または議会の議決により行うものとされております。したがって、決算認定の議決のみをもって剰余金の処分等の議決が行われたものとみなすことができなくなったためでございます。

次に、未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立てることについては、今後、配水場等の更新事業が控えておりますことから、建設改良積立金としてその財源を確保するためであります。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

< 5番、鈴木かずみ議員 登壇 >

○5番（鈴木かずみ 議員）

剰余金の取り扱いについては、今後議会の議決を求めることになったということで、それについてはわかりました。

未処分利益剰余金に対する質問ですが、法的に建設改良積立金に積み立てなければならないといった縛りがあるのかどうかということなんですが、そうした根拠は今の答弁ですと見当たらないと判断をいたしました。

例えば市の一般会計などでは、決算上の剰余金については、2分の1以上の額を積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないと地方財政法で決まっているわけですが、この企業団の会計では、その剰余金を建設改良積立金に積み立てなければならないといった根拠というのがあるのかないのか。あくまでも企業団の裁量で決められるものなのかどうかということを確認したいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇 >

○宮本栄三 事務所長

お答えいたします。

平成24年4月1日に地方公営企業法の資本制度が見直しされております。以前は、企業債等の借入れ残債がある場合は利益剰余金の20分の1以上を減債積立金に積み立てしなければならないものでしたが、剰余金処分を行う場合の義務づけが廃止され、利益剰余金処分は各事業体の考えにより行えるものとなりました。

当企業団の場合、今後、配水場の更新、石綿管取りかえ更新、そのほか老朽管の更新といった建設改良工事が控えております。このことから、それらの財源を確保する積み立てが最良としたものです。よって、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方から発言を許します。反対の方ありませんか。

11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

11番、日本共産党関戸です。議案第1号について反対討論をいたします。

昨年の総選挙で安倍内閣が誕生、安倍内閣の進める経済対策は、一部の大企業や富裕層、投資家には大きな利益をもたらしました。そして、国の借金をさらにふやすことになるとも思える巨大ダム建設など、大型公共事業が息を吹き返しています。しかし、国民の暮らし、家計を温める政策が全くなく、多くの中小企業も含め、今なお厳しい状況が続いています。

県南水道を供給している地域住民も、厳しい中でやりくりをしながら必死に暮らしています。水は人が生きていくために欠かせないもので、水道は暮らしの中では使わないわけにはいかないものです。それだけに、水道料金は家計に直接影響を与えます。

ここに、水道について地域から出された声を紹介します。

私は昭和50年に取手市の戸頭団地に東京から移り住みました。水道は県南水道で、水源は井戸でした。夏にはスイカを冷やすことができるほど冷たい水で、冬には湯沸かし器が要らないほど温かな水で、ふろを沸かすガス代も少なくて済みました。しかも水道料金は安く、妻も喜んでいました。

それが大きく変化しました。地域の水道問題学習会で、その原因がわかりました。水源が変わったのです。茨城県が利根川からくみ上げる水源にかわり、夏は生ぬるく、冬は指先がしびれるほど冷たい水に変わりました。そして、相次いで水道料金の値上げが続き、現在のような高い水道料金となりました。調べてみると、給水人口の想定が過大で、実績とかけ離れ、飲まない、使わない水にまで茨城県全体で負担させられる仕組みとなっていたのです。水が余っているのに水源開発を続ける茨城県の政策は問題です。

今は、夫婦二人で年金世帯となりました。年金の支給額は減るばかりです。生活費を少しでも減らすために苦勞しています。高い水道料金の値下げをよろしくお願いします。

このように多くの市民が水道料金の引き下げを求め、たびたび請願や陳情を行うのは、こうした理由によるものです。水道料金の引き下げを求め、県南広域水道事業圏の首長がそろって県に要請していますが、一番肝心な茨城県が進める水源開発について止めるよう求めています。

県は、市や町、水道企業団からの水源開発を求められたものだとしていますが、これもよく調べれば、給水人口の想定もむしろ逆で、県が誘導したものです。契約水量の下方修正をしっかりと求めることなしに、県は簡単に原価を下げないでしょう。ここをはっきりさせて求めるべきです。

そうでないと、水が今でも余る中で、国と県が進める四つの巨大ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、湯西川ダム、思川開発などが完成すると、さらに使わない水、多額の負担を茨城県が国へ行い、水道水の分は間違いなく受水単価に被せられ、結果的に水道料金が

大幅な値上げにつながります。こうした視点から、水道料金を引き下げるよう再三にわたり求めてきました。

今決算では、昨年の891万3,433円の黒字から7,306万円の純利益と大幅な黒字となったのですから、額の多少とはいえ料金の引き下げに回すべきだったと、このことを主張し、反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算及び剰余金の処分については、原案のとおり認定及び決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり認定及び可決しました。

議案第2号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

◇日程第5 一般質問

○佐藤隆治 議長

日程第5、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番（関戸 勇 議員）

11番関戸です。それでは、一般質問をさせていただきます。

今日急ぎ皆さんのお手元に資料を配付させていただきました。この資料は、いずれも県が作成をしております。数字をグラフにしたり、表にしたりしているものであります。

まず、一般質問の最初は、全協でもご報告されました地域水道ビジョンについてお伺いをしたいと思います。

このビジョンを読ませていただきました。ビジョン策定の経緯で、県南水道を使用している市民の声、要望について、どのように調査をされたのかということをお聞きしたいと思います。

次に、お客様が求めている項目に「水道料金の引き下げ」という項目が表示されていないが、そもそもそうした項目を提示しなかったのか、または要望が出されていたが表示しない方針だったのか、どういう経緯なのか2番目にお答えいただきたいと思います。

さらに、今後、このプランについてお客様から意見を賜るとしてはいますが、具体的にはどのように賜るのかお聞きしたいと思います。

次に、水道料金の引き下げについてお伺いしたいと思います。現在、茨城県の水道保有水源日量125万2,000トン、工業用水が大変余剰の状態でありまして、この余剰水55万6,000トンを転用するとすれば180万8,000トンになります。1人当たりの日最大給水量391リットルで計算すると、水道保有水源でも既に320万人分を超える。さらに、工業用水の余剰分を含めると462万人分の水道を現在保有しているということになります。

そういう意味では、茨城の水の需要というのは十分足りる、今でも大きく余剰水を抱えているということが見えると思います。

しかし、県は、こうした余剰水も含め県の水道の単価を設定しています。そういう意味では、各受水団体や企業団、行政、本当に高い水道料金になっている。ここに大きな問題があると思います。

その一方で、今年の2月の議会でも紹介をさせていただきましたが、平成17年から23年までの県の水道企業局の累積黒字額は169億3,725万円を超えています。県はこうした膨大な黒字を計上しながらも、なお受水単価を下げようとしなのには、大きな理由があるからです。

先ほど所長からも少しお話がありましたが、国とともに進める水源開発、特に四つの巨大なダムによる水源開発について、その膨大な負担を予定しているからです。

以上の四つのダムの開発水量について、どのぐらいなのかということですが、私が今日お出ししている資料、茨城県が予定する保有水量との関係で、日量で八ッ場ダムから9.4万トン、霞ヶ浦導水事業で45万トン、湯西川ダムから1.9万トン、思川開発から5.9万トン、合計で62万2,000トンを買おうということになるわけでありまして。

先ほど述べた180万8,000トンを加えると、実に243万トンという膨大な数字になります。これは、県の621万人の方が使用して足り得る水ということになります。そういう意味では、いかに余剰な水がこれからも大きくなるかということになります。

そういう点で、この私が出している開発水量、間違っていればぜひご指摘いただきたいと思います。

さて、これも2月に議会で紹介をいたしました。きょうの資料の後ろ側を見ていただきますと、これが県の今回の出してきた数字、茨城県の水需要計画の実績及び給水人口の対比であります。下の点線グラフは、そのために水のマスタープランで県が計画を出しては実績に合わず、また出しても実績に合わずということで、繰り返して出してきました。県は2年前にマスタープランを出す予定でしたが、今日までそれが出ていません。実際との乖離が大変大きなものになっているということでもあります。

人口予測は、一番上にありますように、給水人口の予測は文字どおり頭打ち、これから茨城県の人口もさらに減っていくという予想です。そういう中で、給水量だけは先ほど言いましたように大きく増やしていくということですから、これは本当に大きな負担になるということになります。

1990年から2010年までの20年間の給水人口の推移はどのようだったのでしょうか。今回の質問で出しておりますが、そこをお答えいただければと思います。

私は、2月の議会、そして今日出している資料でも紹介していますが、八ッ場ダムは、きのう国土交通省が完成年度を2019年度に5回目の変更をいたしました。本来ならば2000年で完成しているということでもあります。

工事費は、昨年、国交省大臣はさらに180億円上げるというふうに言いましたが、きのうの報告では工事費については出していないから、来年あたりにまた出すんだと思います。この八ッ場ダムの工事が延びる、工事費が上がる。そのたびに1都5県の知事は国に対して抗議をしております。負担がさらにふえるということでもあります。

しかし、当初の計画から19年も完成が延びるという状況のもとで、既に今年2013年ですから、13年も伸びているんですが、この八ッ場から水道を使うという1都5県、どこも困っていない。水道の水が足りないというふうになっていない。こんな不思議な話があるのでしょうか。茨城県も、完成しないと県の給水人口が賄えないというはずでした。しかし、先ほどのグラフのように実態は違う。

そういう意味では、今回の八ッ場ダムの完成時期の遅れも、その原因は民主党政権下でダムがストップしたからだということの一部は言っておりますが、しかし、よく読んでみれば、地すべり対策工事の遅れというふうに言っています。つまりこの八ッ場ダムの地域の地すべりが大変深刻なものであること、奈良県の大滝ダムのような完成しても今なお使えない、そういう状況に陥る、そういうことのないようにするという点では、まさにこれからもおこの地すべり対策工事は多額のお金を要すると思います。

そういう点で、非常に大きな問題です。この負担は、この資料の一番下にありますように、既に茨城県の負担は、これからの負担も含めまして1,900億円という負担になります。そういう意味では、本当に茨城県の財政このままいけばどうなるのかと。あわせて、

この水源開発にかかわる費用を水道利用者にかけていけばどういう事態になるのかというふうに思えてなりません。

そういう点で、県からの浄水費を下げるために、県南企業団として今県に求めることは何なのかということをお聞きしまして、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

水道ビジョン策定の際のお客様の要望調査ではありますが、平成18年に1回目の水道ビジョンを策定した際、県南水道ホームページに掲載をして、お客様からのご意見、要望等をいただけるよう、お問い合わせアドレスを設けて調査しております。

次に、水道料金の引き下げを求めるお客様の声は項目に表示されていないとのことですが、お客様からの問い合わせの内容は、主に水質、水圧、その他使用水量についてであります。水道料金の引き下げに関する要望等も若干ありましたが、今回策定のビジョンの中には反映しておりません。

次に、今後のプランにお客様の意見を具体的にどう賜るかとのことですが、引き続きホームページ上のお問い合わせアドレスを活用したいと考えております。

次に、水道料金にはね返ると思われる県と国が進める四つのダムと水源開発についてであります。八ッ場ダムにつきましては検証が終了し平成23年12月に継続決定となり、霞ヶ浦導水事業は平成22年9月からいまだ検証中となっております。湯西川ダム建設は平成24年11月に工事完了しまして、思川開発事業につきましては平成22年9月から検証中となっております。

次に、1990年から2010年までの県内の給水人口実績であります。1990年に225万人が2010年には273万人で、20年間で48万人の増となっております。今後の県の予想としては、平成32年でピークを迎え285万人と予測され、平成47年には245万～255万人になり、15年間で約30万～40万人の減少が見込まれております。

次に、県からの浄水費を下げるために県南水道企業団として県に求めるべきものは何かというご質問であります。先ほど伊藤議員の質疑の際にもお答えいたしましたが、県南広域受水8団体連名での要望書、また企業団単独での要望書を県知事と企業局長宛てに毎年提出しております。

しかしながら、県は、県南水道事務所の改築及び利根川浄水場の更新、管路更新など、安全・安心な水道用水の安定供給のために施設整備を行っており、施設整備費に多額の費用が必要となるが、施設の改築更新には国庫補助が見込めないとのこと。このため、

将来の料金値上げにつながらないように自己資金の活用を図るとともに、黒字を維持していくとしています。

今後は、県企業局の施設建設等事業計画において、県南広域受水8団体の水需要計画や人口推移との整合性を再度検証していただき、施設建設等過大な施設整備費の見直しを求め、受水費の値下げに関し、強く要望を続けていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番（関戸 勇 議員）

水道ビジョンの中で、2回目の質問をします。

18年度から公開しているということですが、何件ぐらいアドレスがあったのかということで、まずお聞きしたいと思います。24年度中にどのぐらいあったのか、お聞きしたいと思います。

それから、水道料金の問い合わせが少ないというお話ですが、私が住む団地では、新しく入ってきた方は相当多くの方が質問されます。なぜ水道料金が高いのかという質問をされます。そういう意味では、少ないといいますが、どういう実態かというのをちょっとお聞きしたい。

電話での問い合わせもあるのではないかと思います、その辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

アドレスの件数、お問い合わせが何件あったかということについては、ここにちょっと資料がありませんので、後で報告したいと思います。

それと、水道料金の問い合わせとか電話での対応も何件かありますが、担当課で把握しておりますので、これも後で報告したいと思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

あともう1点、料金がなぜ高いのかという問い合わせ。

○宮本栄三 事務所長

料金がなぜ高いのかというお問い合わせもあると思いますが、これも業務課の方で件数把握していると思いますので、後で報告したいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。3回目、最後になります。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

3回目の質問です。件数が何件かというのはわからないということであるならば、先ほど水道料金のことについては少ないというご答弁なされたのかなと思っております。そういう意味では、全体の数字の中で改めてお聞かせいただきたい。後日で結構ですから、お聞かせいただきたいと思います。

それから、水道料金との関係でお出ししましたこの水源開発で茨城県が求める水量、この私が出した数字、表で間違いがなければ、そっだよというふうに言っていただければ結構です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

< 宮本栄三事務所長 登壇 >

○宮本栄三 事務所長

お答えいたします。

この資料というのは、きょう初めて見させていただきまして、ちょっと議会の終わった後調べますので、合っているのか、間違いなのか検証したいと思います。よろしく願います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

先ほど関戸 勇議員が質問された際の答弁として、資料となるものを後ほど議員全員に配付できるようにまとめていただきたいと思います。お願いします。

これで関戸 勇議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時5分といたします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時05分

○佐藤隆治 議長

再開いたします。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤です。通告に従いまして一般質問を行います。

年金支給開始繰り上げに伴う職員の処遇についてです。

年金支給開始年齢が今年度より引き上げになります。定年は60歳です。年金が支給されるまでの生活に不安があります。職員が定年後の生活に不安を覚えることのないように、雇用と年金の連携を図るとともに、長年培った能力や経験を有効に発揮できるようにすることが今求められているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

1点目です。本年度の退職者数は何人ですか。

2点目に、定年退職後と年金支給のあり方について、当企業団の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、年金支給開始年齢引き上げの対象者数は何人かとの質問であります。来年3月で定年退職を迎える職員は4人で、年金支給開始は61歳の誕生日の翌月からになります。

また、年金支給開始年齢引き上げに伴う具体的な取り組みについてであります。茨城県南水道企業団職員の再任用に関する条例に基づき、定年退職者を対象に当該年度初めに意向調査を行い、再任用を希望する旨の申し出があった場合には、定年前の勤務実績等により選考し、新規職員の採用との均衡を図りながら、将来事業計画における適正な定員管理に基づき採用を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

来年3月で4人が定年退職ということですが、この意向調査についての結果と、意向調査によって本人の希望ということですが、基本的に希望すれば再任用となるのでしょうか。今のお話ですと、新しい人たちの採用との均衡、今後の事業計画の中というふうなこともあるわけですが、本人にしてみれば希望できれば再任用というふうなところが大事だと思いますけれども、改めてそのことについてお伺いいたします。

また、その再任用については、管理職を含め給与体系はどのようなことになっているの

かお伺いをしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。藤原勘一次長。

<藤原勘一次長 登壇>

○藤原勘一 次長

伊藤議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、来年3月で4人が退職するわけでありますが、今後の取り組みといたしましては、基本的には先ほど申し上げました13年度に制定しました再任用に関する条例というものがありまして、これまでにその後ずっと意向調査をしてきましたが、制定当初、翌年でしたか、1人、それもフルタイムの再任用ではございませんが、再任用をした経緯があります。その後は、毎年やっておりますが、再任用は行っておりません。

今後、来年4人やめた後も、5人、4人と続いて職員はやめていくわけですが、基本的には定年退職した全員を再任用するということは、県南の財政的なことも、今、伊藤議員の方からあった給料のことを考えても、年金はだんだん低くなってきて十五、六万円ですか、そのころの定年退職者がもらうのは、かなり低くなっています。

再任用の給料というのは、そのときの企業団の再任用の職務、どの職務給に当てるかによっても違いますが、主事、主任、主幹とその職務給によって給料の行政職、行一という給料表がありますが、その一番下に再任用の給料というものが掲げてありまして、主任ということで残した場合には28万円程度の給料を支払うことになって、年金と比べると倍近い費用がかかるわけです。そういうこともありまして、今後は、今、所長が申し上げた在職者の年齢が高くなることや、新規職員を採らないと技術の継承なども懸念されますし、そういうことも考え、あと給料、財政面も考えまして、再任用制度もそうではありますが、そのほかに時間1,000円で計算すれば1日8,000円の20日であれば16万円、年金程度になるわけなので、再任用だけじゃなくほかの雇用方法も考えながら進めていきたいと考えております。

○佐藤隆治 議長

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

会計制度の見直しについて質問します。

7月24日全員協議会におきまして、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しに伴う説明がされました。それらに伴いまして数点の質問をいたします。

地方公営企業会計制度の見直しの背景については、企業会計制度との整合性を図る必要性が生じてきているということでありました。総務省からの指示でもあり、企業団として

どうこうできるものではないということは承知をしておりますが、県南水道企業団が本来の公共の福祉のためであるという役割から、営利を目的とした企業会計制度への変更には基本的に疑問もあるところです。

①としまして、改正の目的、改正によるメリット、デメリット、そして企業団会計への影響などについて伺います。

②としまして、制度改正に伴う総経費額はどのぐらいかかってくるのか、試算も含めてお伺いいたします。

当企業団だけが対応を迫られているわけではなく、総務省の指示のもとに全国の関係団体が制度改正を迫られ、実に多くの人件費と専門家のアドバイスを受け、あるいは実務上の指導を受けなければならないことだと思われまます。

専門家、公認会計士等が引っ張りだこで対応に当たると、そこに当然費用も発生するわけで、そんなにまでしてどれだけのメリットがあるのかという疑問も生じます。わかる範囲で説明を求めます。

③としまして、みなし償却制度が廃止されることについてです。

今回の改正で、制度そのものの中でみなし償却制度が廃止されるということに注目をしているのですが、これまで私どもは、みなし償却制度をするべきだという考えが根底にありました。それは、みなし償却がある場合は減価償却費が減少し、料金回収すべき経費が抑えられる。一方、みなし償却なしとした場合は、みなし償却を行う場合と比べて減価償却費が増大するため、料金回収すべき経費が増大する。こうした見地から見て、料金の引き下げにつながる一つの根拠として、みなし償却制度をすべきだという考えに立っておりました。

今回の制度改正では、みなし償却制度そのものが廃止されるわけですが、もともとみなし償却制度を採用していなかった当企業団においては、今回の見直しによる影響は直接全く関係がないと言い切ってよいのかどうかということです。

例えば移行処理の際に資本剰余金を利益剰余金に振りかえる場合などはどうなのかという点についてお伺いをいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。

宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

地方公営企業会計制度の見直しについて、今回の改正は地方公営企業の会計基準を民間企業会計に近づけるという趣旨でございます。

また、改正によるメリット、デメリットということですが、地域主権改革の観点からす

れば、地方公営企業の経営の自由度が高められることと、経営状況の透明性が確保されることが挙げられます。デメリットということではありませんが、資本の部の処分の自由度が高まる一方で、自己責任が拡大されることとなります。自主性、自立性を強く求められるというものです。

次に、制度改正に伴う総経費についてであります。まず公認会計士事務所と委託契約をしました。制度改正支援業務委託料として、税込み額で平成24年度が298万7,775円、平成25年度で230万7,000円、企業会計システム構築料として57万7,500円、合計で560万2,275円となっております。

最後に、みなし償却制度の廃止に伴う影響についてであります。当企業団はみなし償却制度を適用しておりませんので、それ自体の変更はありません。ただ、みなし償却していた事業体と、していなかった事業体で移行処理が異なります。

まず、みなし償却していた公営企業では、新たな減価償却費がふえますが、同額の補助金等収益額が計上されるため、経常損益には影響を与えません。一方、みなし償却していなかった当企業団では、新たな減価償却費はふえないため補助金等の収益化分がそのまま増益要因となり、経常損益がこれまでよりよくなったように見えることです。

ただし、ここで言う増益とは、単なる会計基準の変更による計算上のものであり、実態としての業績が改善することとは異なる点に留意していただく必要がございます。

また、移行処理は、改正が平成26年4月1日施行であるため、26年度以前の分に対しては、過年度分として26年度期首に当年度未処分利益剰余金の繰越利益剰余金年度末残高に計上いたします。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

今、説明していただいたわけですが、今回の会計制度の見直しは、全協で説明を受けていても、正直言って難しさがあって、私などは本当に難しいと思っています。

ただ、感覚的に、営利を目的とした企業会計を取り入れるということはどうなのかという大枠での疑問が払拭し切れないところがあるわけですが、その点については、企業長はお得意とするところではないかと思しますので、もし答弁をする気持ちになったら、答弁をしていただきたいと思えます。

また、今後、勉強会なども必要に応じて実施していただきたいと思えますので、その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、今の答弁の中で、計算上の見かけが大変よくなるということで、未処分利益剰余金がふえていくというようなお話がありましたけれども、そのところについては、

今後未処分利益剰余金がばんばんとふえていくということになるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

再質問に対して答弁いたします。

一つは、今回の企業会計原則にのっとった会計処理をなささいということでございますが、これは営利目的の処理というような表現を鈴木議員はお使いになっておりますけれども、それは非常に勘違いした受けとめ方ございまして、誤解ですので訂正をお願いします。

基本的には、いわゆる現金主義の単式簿記に基づく決算処理の会計規則を、基本的には発生主義に基づく複式簿記の会計処理に移行するというところでございまして、そのことによって事業をしている組織の財政状態と収益状態というものを明確化するというところでございます。

ですから、利益を目的とする会計処理などというのはありません。利益が出ているかどうかは、その事業を運営している事業体の責任でありまして、営利を目的とする会計処理などというのはありません。その辺の誤解を解いていただきたいと思います。

そういう観点から申しますと同時に、今までの地方公営企業法という法律に基づく会計処理基準は、世界的に一般化されている原則であります、いわゆる日本の言葉でいう企業会計原則からのとりますと、粉飾決算です。粉飾決算を法的に認めていた処理でございまして、その上にその事業運営の主体の実態というものをより過大に利益が出る会計処理がございまして、それは端的に申し上げますと、人件費、これはいわゆる設備投資産業ですから、いろいろな管工事等、また配水場等建設をします。そういう工事にかかわる県南水道企業団の中の担当職員の人件費をプラス、いわゆる投資の資産勘定に入れて、そしてその減価償却期間を、通常の上場企業であれば減価償却期間が20年という管工事の償却基準があるわけですけれども、それを38年と長期に延ばして資産を膨らませると。そういうことで利益を過大に計上するというような、とんでもない粉飾決算の基準がございまして、そういうもの二つあります。いわゆる投資したものに人件費までのせて資産に計上する、プラスその償却期間を民間の上場している企業の倍近く延ばすというとんでもない会計処理を合法的に認めている法律であります。

こういうもので、今現在、この県南水道企業団の経営の実態というものが、議員の皆様にも現実的な提示がされていないということがございまして、そのために私どもでは、国の方針ばかりじゃなく、県南水道企業団の事業というものはこの県南地区の住民に対して責任を負っているわけでありまして、この事業の継続性というものを担保しなくちゃなり

ません。そういう意味で、事業の中身がすぐ値下げだの何だなのというそういうお体裁じゃなくて、本当にいろいろな問題がありながらも継続できるのか。そういう財務の内容についての課題、いわゆる継続性というものを担保する運営をしなければならないという私たちに責任があるわけでありませぬ。

そういう状況からすると、非常に問題だらけだというのが今までの法律に基づく会計処理基準でありまして、それを当たり前の、今の経営実態、国内的に見ても国際的に見ても、当たり前の企業会計原則で会計処理をして、そしてそれぞれの事業体がどういう状態にあるかということが統一の基準で評価されるような会計処理に移行するということでありまして、これは県南水道だけではございませぬ。地方自治体、市町村、県、国についてすべて、総務省等においても、国において統一の会計処理基準でやるという内閣の方針が決定したと聞いております。そういう意味で、これは新たな日本の改革をするための基準を統一するという流れの中の一環だということで、日本の国のノーマライゼーションというものを追求する意味では妥当な方向だろうと認識しております。

そういう中であつて、県南水道企業団としては、先ほど議案の質疑応答の中での答弁にもございましたけれども、6億円からの資産の減耗が一つありまして、それを今年度の会計の中に入れなくちゃなりませんし、あと過去の県南水道の資産の見直しをしてございませぬが、その中において人件費相当部分を資産の中に計上しております。その未償却部分について精査をしてございませぬが、それは8億円を超えと言われてございませぬが、今現在、県南水道企業団とすれば、それを合算すれば最低でも14億円から、下手すると16億円を超える含み損を抱えている。過剰な資産で名目上黒字を維持していたという粉飾決算がはつきりするわけでありませぬ。

そういうものをはつきり精査した上で、出して、それに基づいて健全な県南水道企業団の経営を行うということがこれからの企業団の方針であるということをごひとも議員の皆様にはご理解いただきたいと思ひませぬ。非常に安直な、事実に基づかないことはやめていただきたいというふうに申し上げます。

以上です。

○佐藤隆治 議長

続いて答弁を求めませぬ。亀田誠男会計課長。

<亀田誠男会計課長 登壇>

○亀田誠男 会計課長

鈴木議員からのご質問で、制度改正によって発生した未処分利益剰余金ですが、そのままふえ続けるのかというご質問ですが、一度建設改良工事の方で補填財源として使用してまいりましたものでございませぬので、二度の財源にはならないということございませぬ。よつて、減債積立金、建設改良積立金にはできないものでありませぬ。

欠損金を補填する意味での利益積立金とすることは可能でございませぬので、そういう処

分の方法が出てくると思います。当然、その処分に当たっては、26年度の決算において議会の議決が必要となります。27年度以降におきましても、剰余金の処分につきましてはその都度議会に上程し、議決を経ていくこととなります。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

大体わかってきた部分もありますが、なかなか難しい部分ありまして、営利目的と言ったことに対して撤回しろということもありましたけれども、それについてはまだまだ私も勉強不足ですので、今後よくよく勉強させていただきたいと思っております。

また、その発言の中で、住民の切実な値下げ要求について、それを取り上げることにについて、私たちは住民の皆さんから選出された議員としてそういう切実な要求についても取り上げているわけですが、それについてお体裁だなどという発言がありましたけれども、それについては撤回をしていただきたいと思います。

<「そうだ、撤回すべきだ」「しません」「勝手にするんじゃないよ。当たり前だよ」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

先ほども申し上げましたように、既存の資産の中で、24年度の決算の中で6億円からの資産の欠損というものが明らかになっていて、8,000万円とか9,000万円の利益剰余金などというのは架空の剰余金であります。そういう大赤字の中で料金を値下げしろと、そんなことを言っていることに対していいかげんだというのは、これは経営者とすれば当たり前のことです。撤回なんかしません。

○佐藤隆治 議長

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成25年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 3時34分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 7 番

議員 8 番